

10年保存	
秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有 無期限
平成20年2月19日 から 平成30年2月18日 まで	



基発第 0219001 号

平成20年2月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成20年度における監督指導業務の運営に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

1 監督指導業務の運営に当たっての基本的考え方について

- (1) 我が国の経済・雇用情勢が回復基調にある中で、労働時間の現況をみると、労働時間の分布は長短二極化の状況が続いており、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなり、脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償請求件数も過去最高となっているなど、依然として長時間労働の実態がみられる状況となっている。

また、雇用・就業形態の多様化が進展している状況下において、派遣労働者、有期契約労働者、短時間労働者等それぞれの雇用・就業形態の特性から生ずる様々な労働

条件をめぐる問題点が認められ、中でも、日雇派遣労働者について、賃金からの不適正な控除を始めとする労働基準関係法令上の問題が顕在化するなど、これらの労働者を取り巻く就労環境は厳しい状況がみられるところである。

一方、労働災害の発生状況は、中長期的に見ると減少傾向にあるものの、平成 19 年の休業 4 日以上之死傷災害の発生件数は微減にとどまる見通しであるほか、社会的な注目を集める爆発災害や一酸化炭素中毒災害等の重篤な災害が依然として発生しており、また、アスベストに係る問題事例もみられる状況にある。

さらに、じん肺新規有所見者数は横ばい状態にあり、また、ずい道等建設工事においては、近年の技術進歩や作業方法の変化により、粉じんの発生量が増加している状況もみられることから、粉じんによる健康障害防止に係る適切な対応が求められている。

(2) このような状況を踏まえ、平成 20 年度において、労働基準監督機関（以下「監督機関」という。）が全国的に取り組むべき課題は、長時間労働の抑制・過重労働による健康障害防止対策、雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件確保対策及び管内の労働災害の発生状況等に対応した労働災害防止対策とし、これら対策を積極的かつ着実に推進することとする。

(3) 加えて、雇用・就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金が賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして重要となっていることにかんがみ、最低賃金法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 129 号。以下「改正最賃法」という。）が成立したところであり、最低賃金の履行確保に万全を期す必要がある。

また、労働者が安心・納得して働くことができるようにするために労働契約に関する基本的なルールを定めた労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）が平成 20 年 3 月 1 日に施行されることとなっており、その周知等が重要となっている。

なお、このほかの課題についても、都道府県労働局（以下「局」という。）の管内状況を踏まえつつ、適切に対応していく必要がある。

(4) 「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」及び「国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定）」に基づき、定員の削減が進められており、一層厳しい定員事情の中で行政運営が求められているが、監督機関においては、政府全体の動きも踏まえながら、行政課題を的確にとらえ、限られた主体的能力を最

大限に活かし、より一層重点指向に徹しつつ効率的・効果的な労働基準行政を推進する必要がある。

2 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止対策等

平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。以下「憲章」という。）等が策定されるなど、仕事と生活の調和の実現が国の重要課題となっており、労働基準行政としては、労働時間、休日及び休暇が個々の労働者の健康や生活に配慮して定められるよう、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等の取組に加え、社会的気運の醸成、企業の自主的な取組の促進等を図っているところである。

監督機関においては、恒常的な時間外労働を防止するため、時間外労働協定の適正な締結及び運用を中心とした長時間労働の抑制のための対策と、長時間労働を行う労働者の健康確保を図るための医師による面接指導等の実施を中心とした過重労働による健康障害防止対策の推進を図っているところであるが、これら対策の推進に当たっては、その位置付けを明確にした上で、有機的に連携を図り、労働時間等の設定の改善対策との役割分担をも踏まえ、的確な対象と行政手法を選択していくことが重要である。

（1）長時間労働の抑制のための対策

当面の長時間労働の抑制対策を別途指示する予定であり、これに基づき平成 16 年 2 月 18 日付け基発第 0218004 号「時間外労働協定の適正化に係る指導について」による指導を徹底する

実施するものとする。

実施するものとする。

実施するものとする。

については、業務の繁閑に応じた労働時間等の設定や年次有給休暇の取得促進等を中心とする労働時間等の設定改善対策

の対象とすること。

(2) 過重労働による健康障害防止対策について

過重労働による健康障害防止対策については、平成 20 年 4 月 1 日から、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場についても医師による面接指導等の実施が義務付けられるので、これに併せて改正することとしている平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（以下「008 号通達」という。）等に基づき積極的に推進すること。この場合、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場に対する指導に際しては、リーフレット等を用い、長時間労働を行う者の健康確保措置の重要性について十分説明すること。

本対策の推進に当たっては、
また、監督指導時においては、
法違反が認められる場合には、所要の措置を講ずるとともに、

(3) 労働時間等の設定の改善

労働時間等設定改善法に基づく「労働時間等設定改善指針」については、憲章等を踏まえ、その趣旨を盛り込むべく改正することとしているので、今後の集団指導、説明会等においては、リーフレット等を活用することにより、この周知を図ること。

なお、上記改正を踏まえ、平成 18 年 4 月 1 日付け基発第 0401007 号「当面の労働時間対策の具体的推進について」を改正する予定であること。

3 雇用・就業形態の多様化を踏まえた労働条件の確保対策

あらゆる臨検監督の際に、派遣労働者、有期契約労働者、短時間労働者等

適正な労働条件の履行確保を図ること。

なお、労働基準監督署（以下「署」という。）の管理者は、

必要な指導・教育を行うこと。

（1）派遣労働者

派遣労働者については、

実施すること。

この場合、派遣労働者に係る労働条件の確保を的確に図るためには、その解消しようとする問題点を明確にした上で、労働者派遣法に定める労働基準関係法令上の規定の責任区分を踏まえ、

的確な監督指導を実施すること。

特に、日雇派遣労働者については、別途策定される「日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針」に盛り込まれる予定の労働条件の明示、適正な労使協定に基づく賃金控除、労働時間の適正把握等の事項が遵守されるよう、確実に指導を行うこと。

係る労働条件の確保・改善について」に基づき、その適正な労働条件の確保・改善を図ること。

特に、短時間労働者の多くは有期労働契約により雇用されていることから、雇止めに関する基準に基づく指導についても確実に行うこと。

4 労働災害防止に係る監督指導

(1) 労働災害防止のための効果的な監督指導について

労働災害防止対策については、法定基準の履行確保を図ることを中心として行う監督指導という行政手法が果たすべき役割を改めて認識した上で、安全衛生担当部署と十分な連携の下、管内の労働災害の発生状況についての経年的な動向や法違反の状況等を分析し、監督指導の重点対象を的確に選定の上、効果的な監督指導を実施すること。

また、

必要な措置が行われていない場合には適切な指導を行うこと。

(2) 粉じん障害防止対策について

については、別途指示する第7次粉じん障害防止総合対策に基づき、実施すること。

特に、粉じん障害防止規則（以下「粉じん則」という。）の改正が行われ、平成20年3月1日から、粉じん作業を行うずい道等の建設の作業を行う坑内作業場において、換気装置による換気の実施等及び換気装置等の効果を確認するための空気中の粉じんの濃度測定、また、ずい道等の建設の作業でコンクリートを吹き付ける場所における作業等における電動ファン付き呼吸用保護具の使用などが新たに義務付けられることを踏まえ、

実施すること。

[REDACTED]

(3) アスベストによる健康障害防止対策について

アスベストによる健康障害防止対策については、平成 17 年 7 月 28 日付け基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」が平成 20 年 2 月 12 日付け基発第 0212009 号により、無届解体工事を行った店社事業場に対する監督指導等の実施、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき都道府県知事の登録を受けた解体工事業者の把握のための関係行政機関との連携強化及び都道府県知事の登録を受けた解体工事業者のうちアスベストが使用されている建築物等の解体等の作業に係る工事を届け出たことのない事業場の把握等を内容として改正されたところであり、安全衛生担当部署と適切な連携の下、これに基づき、[REDACTED]実施すること。

なお、平成 20 年度第 3 四半期に、石綿のばく露リスクに応じた呼吸用保護具の使用等石綿ばく露防止対策の充実に係る石綿障害予防規則の改正及び石綿の製造等の全面禁止に関して猶予措置の撤廃に係る関係政令の改正を予定しているので、別途指示するところによりその徹底を期すること。

(4) 関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制の確立等について

別途指示するところにより、製造業における関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制を確立するための適切な指導を行うこと。

5 一般労働条件の確保・改善対策

一般労働条件の確保・改善対策の中長期計画の策定について、

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]から、一般労働条件の確保・改善対策の中長期計画の策定に当たっては、[redacted]
[redacted]的確な計画とすること。

6 最低賃金の履行確保

最低賃金の履行確保を主眼とする監督（以下「最賃主眼監督」という。）については、平成 19 年度の最低賃金の引上げ額が大きく、従来にも増してその履行確保が重要となっていることにかんがみ、[redacted]
[redacted]
[redacted]ので、必要な業務量を確保すること。

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]これを実施すること。

また、[redacted]
[redacted]
[redacted]実施すること。

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

おって、改正最賃法の施行に伴う監督指導時における措置要領等については、別途指

示するところによること。

また、別途送付するリーフレット等を活用し、監督指導時等の機会を利用して改正最賃法の周知を図ること。

7 特定分野における労働条件確保・改善対策

(1) 技能実習生等外国人労働者

技能実習生については、平成 20 年 1 月から財団法人国際研修協力機構（以下「J I T C O」という。）において受入れ団体及び受入れ事業場に対して自主点検が実施され、また、これを踏まえて J I T C O 地方駐在事務所駐在員による受入れ事業場に対する巡回指導が行われることとなっており、

なお、今後、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、インドネシア人看護師及び介護福祉士の受入れが開始されることとなっており、受入制度の概要及び監督業務運営上の留意点等については、別途指示することとしていること。

(2) 自動車運転者

自動車運転者については、依然として長時間労働が行われている状況にあり、労働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準」という。）の遵守等を中心として、引き続き、積極的に監督指導を実施すること。

地方運輸機関との合同監督・監査については、平成 18 年 4 月からタクシー事業に対し実施しているところであり、この結果をみると労働基準関係法令の違反率が 9 割を

超えるなど効果的な監督指導が実施されている状況がみられるところである。このような状況を踏まえ、今後、トラック事業及びバス事業のうち貸切バス事業についても合同監督・監査を実施することを予定しているので、別途指示するところによりの確に対応すること。

タクシー事業については、引き続き、[REDACTED]
[REDACTED]とともに、平成元年3月1日付け基発第93号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準について」[REDACTED]

[REDACTED]必要な指導を行うこと。

トラック事業については、荷主等の関係業界を含めて改善基準遵守への理解を促進するために実施する「トラック運転者に係る改善基準遵守徹底等支援事業」において、荷待時間等の短縮や渋滞等を考慮した適正な運行等について荷主等と協働して取り組む好事例等を盛り込んだリーフレットを作成し、別途送付する予定であるので、効果的な活用を図ること。

バス事業のうち、貸切バス事業については、2地点間の移動のみを主たる目的とした「ツアーバス」が急速に普及しており、旅行商品の低価格化等に伴う無理な運行計画に起因したバス運転者の長時間労働による重大な交通労働災害の発生も懸念されることから、[REDACTED]

[REDACTED]実施すること。

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]実施すること。

(3) 障害者である労働者

各種監督指導時においては、障害者である労働者の就労を確認した場合には、[REDACTED]
[REDACTED]労働基準関係法令上の問題を把握した場合には所要の措置を講じること。

また、障害者である労働者の労働条件に係る職業安定行政の有する情報について一層適切に提供を受けられるよう、通報基準の明確化等を内容として、平成12年8月30日付け基発第543号・職発第558号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」の改正を予定しているので、別途指示するところにより、

適切に対応すること。

8 いわゆる労災かくしについて

いわゆる労災かくしについては、別途指示するところにより、関係部署と連携を図り、監督指導等を実施するなど適切に対応すること。

9 労働契約法の周知等について

労働契約法の周知等については、平成 20 年 2 月 4 日付け地発第 0204017 号・基発第 0204004 号「労働契約法の周知等について」に基づき適切に実施すること。

10 年間監督指導計画の策定について

(1) 臨検監督業務量の確保等

監督機関としては、一人でも多くの労働者の法定労働条件を確保するため、問題点を有する事業場に対してできる限り多くの監督指導を実施し、的確に法違反の是正を図らせることが重要である。

このため、年間監督指導計画（以下「監督指導計画」という。）の策定に当たっては、まず臨検監督業務量を最大限に確保する必要があること。

(2) 的確な指導調整の実施

監督指導計画の策定における

が適切に行われているかどうかを確認することが不可欠である。

このため、局の指導調整に際しては、上記事項の説明を求めるとともに、その根拠について基礎資料等により具体的に確認し、その適否について適切に判断した上で、実効ある指導調整を行うこと。

(3) 情報に基づく監督の分析・評価等

[REDACTED]

11 監督指導業務の運営及び司法処理について

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

(2) 実効ある監督指導の実施

監督行政が的確に展開されているか否かは、監督件数の多寡だけで評価できるものではなく、当該監督指導が事業場の問題点を解消し切るものとなっていることが重要であり、このような視点をもって総合的に判断されるべきものである。したがって、各局においては、監督指導の内容が、法違反の指摘が少なく、かつ、その内容が形式的なものが多いなどの状況とならないよう、実効ある監督指導の実施に努めること。

(3) 司法処理について

長時間労働や過重労働による健康障害、最低賃金未満の賃金の支払等が社会問題化する中で、法定労働基準の履行確保に対する国民の期待は従来以上に高まっており、

この期待に監督機関として十分に応えるためには、日頃の監督指導を適切に行うことはもとより、最も強力な権限である司法警察権限を積極的に行使していくことが不可欠である。

厳格な処理を徹底すること。

また、

ものであることを踏まえ、迅速かつ適切に対応すること。

12 申告・相談への対応

申告・相談については、引き続き、平成6年3月16日付け基発第140号「解雇、賃金不払等に対する対応について」に基づいた懇切丁寧な対応を行い、迅速、的確な対応に努めること。

特に、申告人が処理経過やその結果について説明を求める場合には、当該申告処理が適切に進められていないのではないかという不安から行われているものが多いと考えられ、その不安を解消することが監督機関への信頼を確保するとともに、以後の円滑な申告処理にもつながることを考慮し、監督機関の裁量においてその不安解消の目的の限度内で十分な説明に努めること。

13 地方労働基準監察制度について

地方労働基準監察においては、是正のための措置を要すると認められる事項で特に重要なものについては、文書で是正を指示することとしているところであるが、重要な事項を口頭指導にとどめている事例も散見されているので、署における指摘事項を確実に是正させるため、その適正な実施を徹底すること。

14 その他

- (1) 将来の労働基準行政を担う新任監督官の研修については、その重要性にかんがみ、平成 20 年度における中央研修のカリキュラムの見直しを行い、研修内容の充実を図る予定であるが、中央研修における研修効果を高めるためには、実地研修において、司法処理、未払賃金立替払業務、災害調査等実際の業務処理を確実に経験させることが重要であることを十分認識し、実効ある研修を実施すること。

また、新任監督官の基本的な業務処理能力を早期に修得させるため、実地訓練の計画を的確に策定するとともに、同計画に基づき実効ある教育訓練を確実に行うこと。

- (2) 人事関係書類の適正化指導が

引き続き、その排除の徹底を図ること。